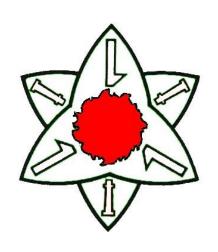
令和4年

火災統計



TELENOES ON

火事と救急・救助は119番

酒田地区広域行政組合

目 次

	1	はじめに	1
	2	令和4年中の火災状況	1
	3	火災による被害を軽減する対策	1
	4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2
資	料		
	1	火災概況	3
	2	火災損害総括表	4 • 5
	3	目で見る火災統計	6
	4	市町別火災状況	7
	5	市町別火災件数の推移	8
	6	火災種別出火件数	8
	7	四季別火災件数	9
	8	月別火災件数	9
	9	曜日別火災件数	10
	10	覚知方法別火災件数	10
	11	死傷者の推移	11
	12	建物火災の焼損程度	11
	13	住宅火災の出火箇所の状況	12
	14	出火率(人口1万人当たりの出火件数)	12
	15	初期消火の状況	13
	16	出火原因別火災件数と損害額の状況	14
	17	規模の大きな火災	14
	18	火災出動人員の状況	15
	19	火災出動車両の状況	15
	20	火災件数の推移	16
	21	火災種別の推移	16
	22	全国・山形県・組合の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
	23	組合管内の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
	利用上	の参考事項	18 · 19

1 はじめに

この火災統計は、令和4年中(1月~12月)に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 令和4年中の火災状況

(1) 火災の概況

令和4年の酒田地区広域行政組合管内(1市2町)の火災件数は35件で、前年と同数となりました。

市町別では、酒田市が30件で、前年と比較し3件の増加、庄内町が2件で、前年と比較し4件の減少、遊佐町が3件で、前年と比較し1件の増加となっています。

火災損害額は、1億1, 463万4千円で、住宅火災が前年の2倍以上発生したことなどから、前年と比較し6, 997万4千円の増加となっています。

焼損棟数については34棟、焼損床面積は1,893㎡、焼損表面積は60㎡、り災世帯数は30世帯、り災人員は48人となっています。

(2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が25件(全火災件数の71%)、車両火災が3件(同9%)、林野火災が1件(同3%)、その他の火災が6件(同17%)となっており、建物火災は6件、林野火災は1件、それぞれ前年と比較して増加し、車両火災は1件、その他の火災は6件、それぞれ前年と比較して減少しています。

建物火災のうち、住宅火災は19件で建物火災の76%を占めています。

(3) 火災発生時季

火災発生件数35件を四季別に区分すると、秋(9~11月)が12件、春(3~5月)が11件、月別では9月が6件、4月が5件となっており、気温の変化の大きい時期に火災が多く発生しています。

(4) 火災による死傷者の状況

火災による死者数は3人、負傷者数は13人で、住宅火災が前年より大幅に増加したことなどから、前年と比較して死者数が2人、負傷者数は12人、それぞれ増加しています。

(5) 出火原因の状況

出火原因別では、「その他」、「不明」を除いて「ストーブ」が7件で最も多く、次いで「こんろ」が4件となっており、火を使用する機器の誤った使用による出火が多く発生しています。

3 火災による被害を軽減する対策

(1) 住宅防火対策

① 「ストーブ」による火災は、周囲に燃えやすい物を置いたり、ごみが散乱する部屋の中でストーブを使用し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ってしまったものが多くありました。ストーブの周囲は整理整頓して使用しましょう。

また、ストーブ付近でのスプレー缶の使用や放置したことにより、ストーブの火が可燃性ガスに引火して火災に至ったものがありました。ストーブの付近でスプレー缶を使用したり、放置しないようにしましょう。

- ② 「こんろ」による火災は、調理中にこんろの火が自分の衣服に着火し、火災に至ったものがありました。袖の長い服や袖口が広がっている衣服での調理は、袖にこんろの火が燃え移りやすく危険ですので、調理をする際は気を付けましょう。また、こんろの火がついたまま奥にあるものを取ったり、鍋を移動することは、袖等がこんろの火に接近し着衣着火の危険がありますので注意しましょう。
- ③ 「たばこ」による火災は、たばこの吸い殻をゴミ箱に捨てて火災に至ったものなどがあります。たばこを吸う場合は、灰皿のある喫煙場所で吸うか、携帯灰皿を使用して火の始末を確実に行いましょう。

消したつもりでも火種が残っていることがありますので、出掛ける前や就寝前にもう一 度確認しましょう。

(2) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで出火防止対策に取り組む必要があります。 放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えや すいものを置かない」「整理整頓し死角を作らない」ことを心がけるとともに、ごみは決めら れた日時に出すなど「放火させない環境」をつくることが大切です。また、空き家の所有者 は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理をすることが必要です。

4 安全・安心に暮らせる街を目指して

(1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、火災などの災害を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、災害時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが必要です。万が一、火災が発生した場合、①「大声でまわりに知らせる」②「119番で通報する」③「初期消火を行う」④「危険を感じたら避難をする」⑤「戸を閉める」ことが大切です。

(2) 防火意識の高揚

- ① たき火火災撲滅のため、強風時や空気乾燥時、また、放置するなどの危険なたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開します。
- ② 地域、事業所、学校等の講習会やマスメディア、ホームページ、広報紙及び予防広報事業を通じ住民への予防啓発活動を行います。また、防火指導や消防訓練を通じて幼年期から火災の恐ろしさを教えることで防火意識を育てます。

(3) 住宅防火の推進

全国的に毎年、住宅火災による死傷者が多く発生しており、中でも高齢者の占める割合が 非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏ま え「火災予防は家庭から」を基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくするため、 住宅用火災警報器の設置が義務付けされていますが、依然として未設置の世帯があることか ら今後も普及啓発活動を継続し、なお一層の設置率向上に努めていきます。

また、住宅用火災警報器については、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、日常の作動点検や製造から10年を目安に交換するなど、維持管理の重要性についての普及啓発活動を推進していきます。

(4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の販売や点検、住宅用火災警報器の訪問 販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求するなど、トラブルが各地で発生しています。 その手口は、

① 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ア「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- イ 「法律が変わったので設置しなければならなくなった」と緊急性を強調します。
- ウ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

② 事業所に対する点検の場合

ア 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等から の依頼のような装いをします。

- イ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集め始めます。
- ウ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。
- エ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

以上のことから、トラブルを防止するためのポイントとして、相手方に身分証明書等の提示を求める。怪しいと思ったらはっきりとその場で断り、容易に署名や押印はしない。相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察に通報することが大切です。

1 火災概況

令和4年と令和3年の比較

]	玄				ي	}	単位	令和4年	令和3年	増減
		合				計		件	35	35	
出		建				物			25	19	6
火		林				野			1		1
件		車				両		件	3	4	△ 1
数		船				舟白					
		航		空		機					
		そ		の		他			6	12	△ 6
	焼		損		棟		数	棟	34	29	5
	建	物	焼	損	床	面	積	m²	1, 893	1, 398	495
	建	物	焼	損	表	面	積	m²	60	70	△ 10
	林	野	焼	ŧ	員	面	積	а	11		11
	り	災	į	世	7	帯	数	世帯	30	12	18
	り		災		人		員	人	48	34	14
	損			害			額	千円	114, 634	44, 660	69, 974
	死						者	人	3	1	2
	負			傷			者	八	13	1	12
		出	火	•	华	‡	数	件	2. 9	2. 9	
月		焼	損	į	桐	į	数	棟	2.8	2. 4	0.4
平		建	物焼	損	京	三 面	積	m²	157.8	116. 5	41. 3
'		り	災	世	Ļ	帯	数	世帯	2. 5	1.0	1. 5
均		り	災		J		員	人	4.0	2.8	1.2
		損		售	Î		額	千円	9, 553	3, 722	5, 831
		1 件	当た	<u>.</u> 9	の	損害	額	千円	3, 275	1, 276	1, 999
		人				口		人	131, 312	133, 335	△ 2,023
		世		帯		数		世帯	54, 533	54, 419	114
出	火率	(人口	11万人	当力	こりの	の出火	件数)		2. 7	2. 6	0. 1

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分			火	災	種	別			焼	‡	員	棟	į	数		焼 損 [積
	合	建	林	車	船	航	そ	Ŋ	K	Ī	Ė	类	頁	煩	ŧ	建 (n	物 n ^²)	
	計			_		空	の	全	半	部分:	ぼ	全 	半	部分		床面積	表面積	林野 (a)
月別		物	野	両	舟白	機	他	焼	焼	焼	や	焼	焼	焼	や			
1月	2	2							1		1					122		
2月	1	1						1						1		104	6	
3月	4	2		1			1			1	1					2	2	
4月	5	1	1				3				1							11
5月	2	1					1				1							
6月	2	2									2							
7月	1	1						1							1	124		
8月	2	2									2							
9月	6	4		1			1	3			1			3	1	503	51	
10月	2	1		1							1							
11月	4	4						2	1	1		1			1	727	1	
12月	4	4						1	1		2				1	311		
計	35	25	1	3			6	8	3	2	12	1		4	4	1, 893	60	11
令和3年	35	19		4			12	5		2	12	1		6	3	1, 398	70	

〈その2〉

りき	災世帯		死貨	島 者		損	害	額		(千円		
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	航	そ
				傷			容				空	0
損	損	損	者	者	1	物	物	野	両	舟白	機	他
	1	1			8, 137	7, 893	244					
1				2	6, 770	1, 971	4, 799					
		1			121	17	14		27			63
					591			257				334
				1	1, 578	1, 533						45
					122	1	121					
1		1	1	2	17, 876	16, 564	992		320			
		1		1	2		2					
7		4	1		48, 389	38, 156	9, 657		262			314
		1		1	159		1		158			
2	1	1	1	2	21, 928	19, 419	2, 379		100			30
2		5		4	8, 961	7, 764	834		363			
13	2	15	3	13	114, 634	93, 318	19, 043	257	1, 230			786
							,					<u>, </u>
3		9	1	1	44, 660	35, 569	6, 124		1, 163			1, 804

3 目で見る火災統計

年間35件の火災が発生

建物火災は25件(全火災件数の71%) うち住宅火災は19件(建物火災の76%)



30世帯48人がり災した



火を使っている時はその場を離れない 離れる時は火を消す



出火原因の上位は

ストーブ こんろ 7件 4件



死者3人 負傷者13人



1億1, 463万4千円の財産が灰に 火災1件あたり327万5千円

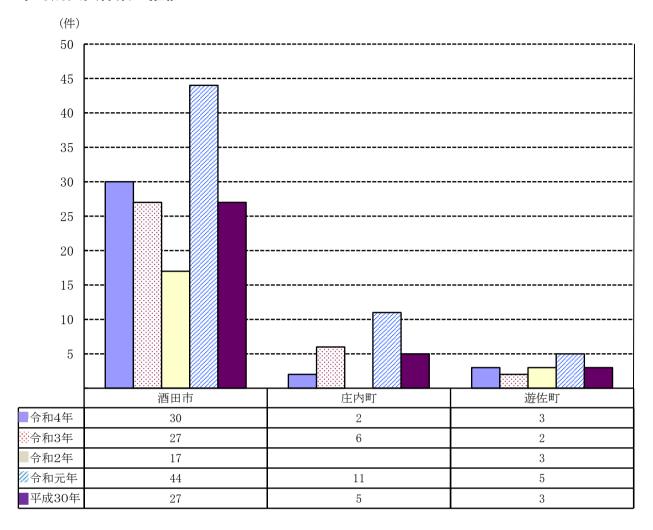


4 市町別火災状況

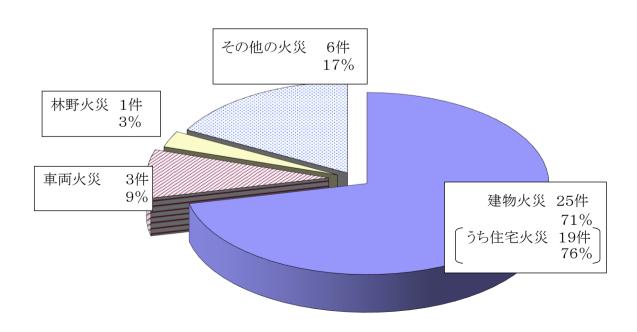
区分		火	災		種	別			焼力	損 榑	更 数		焼	損 面	積	り	災士	世 帯	数		死傷	島者		損	害	領	(=	千 円)	
市町別	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物床面積	(㎡) 表面積	林野 (a)	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計
酒田市	30	21		3			6	29	7	3	3	16	1, 333	52		27	11	2	14	42	3	9	83, 390	12, 265		1, 130			756	97, 541
庄内町	2	2						2	1		1		454			2	1		1	4		2	7, 940	1, 971		100			30	10, 041
遊佐町	3	2	1					3	1		2		106	8	11	1	1			2		2	1, 988	4, 807	257					7, 052
計	35	25	1	3			6	34	9	3	6	16	1, 893	60	11	30	13	2	15	48	3	13	93, 318	19, 043	257	1, 230			786	114, 634

-7

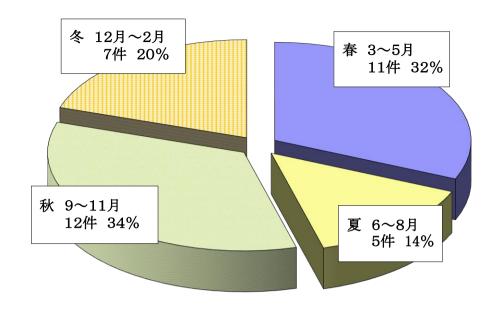
5 市町別火災件数の推移



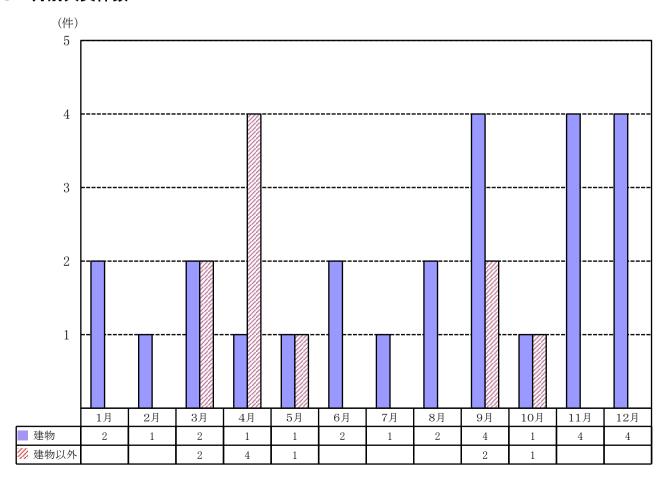
6 火災種別出火件数



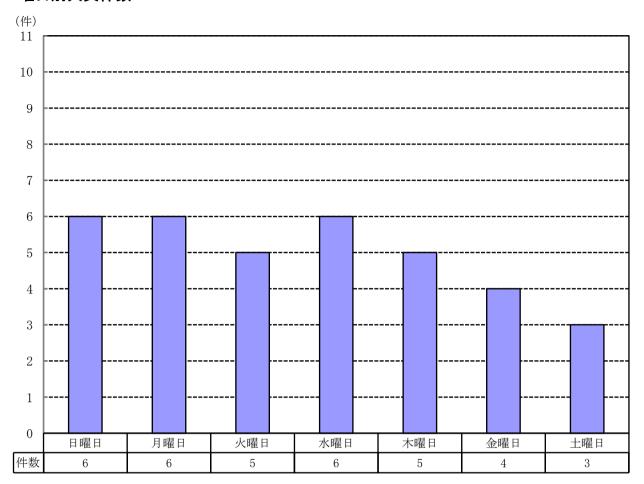
7 四季別火災件数



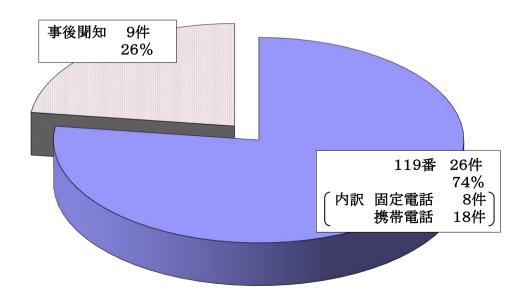
8 月別火災件数



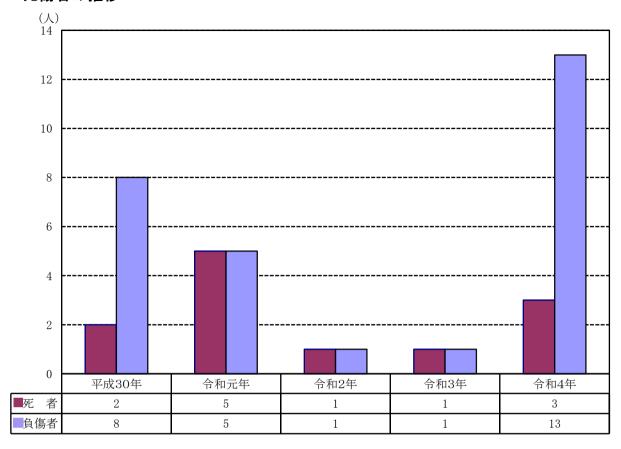
9 曜日別火災件数



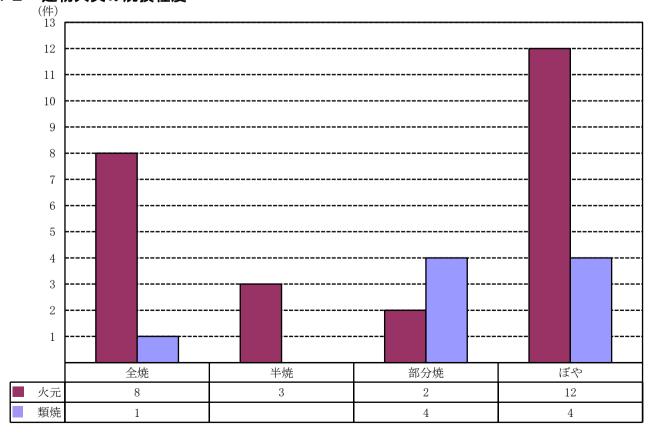
10 覚知方法別火災件数



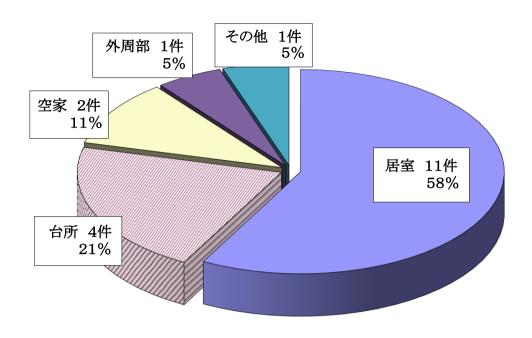
11 死傷者の推移



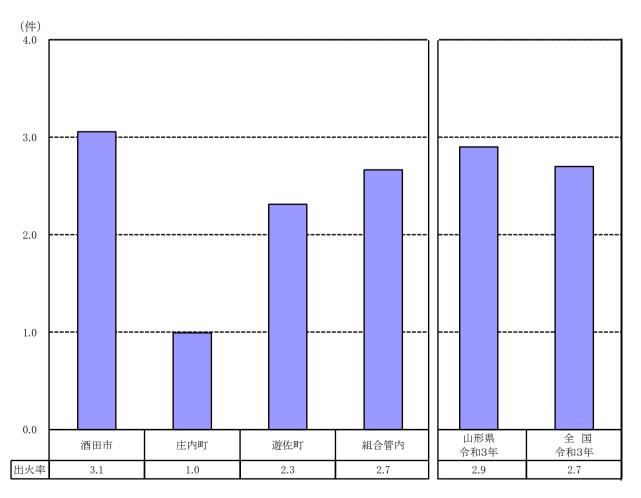
12 建物火災の焼損程度



13 住宅火災の出火箇所の状況

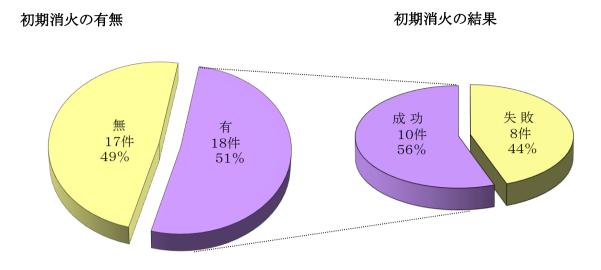


14 出火率(人口1万人当たりの出火件数)

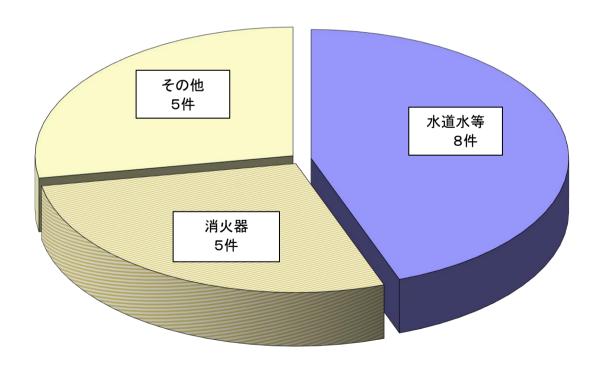


15 初期消火の状況

(1) 初期消火の実施状況



(2) 初期消火器具等の使用状況



※ 水道水等とは、水道水や汲み置きの水によるものです。 その他とは、叩いて消す等によるものです。

16 出火原因別火災件数と損害額の状況

損害額 (千円)	出火原因	0	1	2	3	4			7	8 !	9 1	(件) 0 11
16, 379	ストーブ				_	_	-		7			
79	こんろ		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	4						
34, 168	灯火(ろうそく)		<u>:</u> !	2								
8, 337	たばこ			2								
6, 771	配線器具		-	2								
3, 121	電灯電話等の配線		<u> </u>	2								
257	たき火			2								
17, 876	放火		1									
308	溶接機・溶断機		1									
158	電気装置		1									
25	取灰		1									
5	電気機器		1									
1	放火の疑い		1									
148	その他		<u> </u>	2								
27, 001	不明		<u>;</u>	<u>i</u>	i 	-	<u> </u>	6				

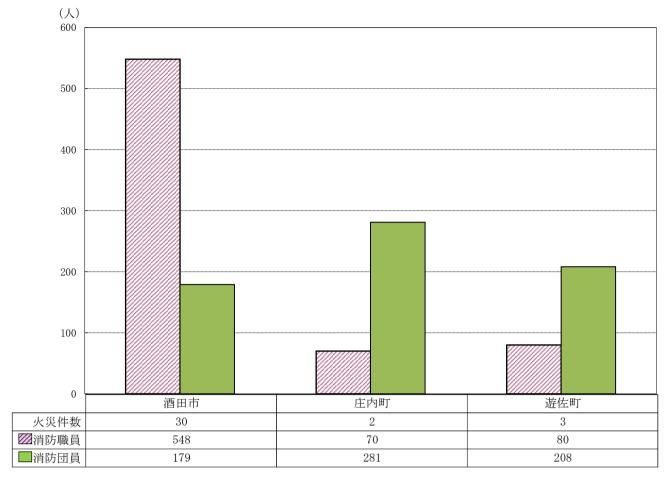
[※] 出火原因の「その他」とは、国の統計分類上、いずれの原因にも該当しないもので、具体的に は落雷や車両の排気筒から出た火がバンパーに着火し出火したものがあります。

17 規模の大きな火災

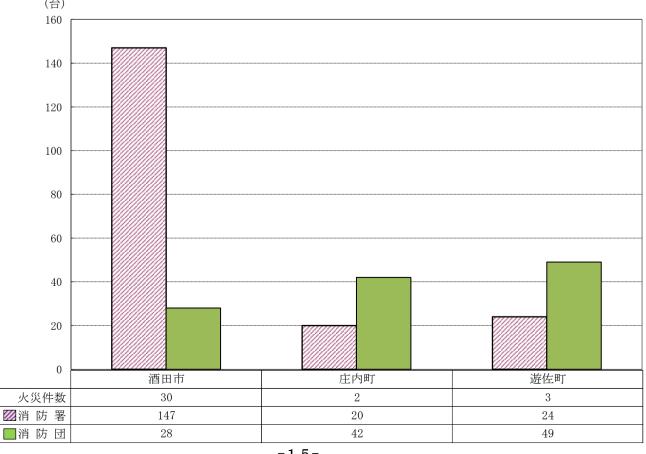
									Į,	焼損	棟数	ζ	死伽	傷者	
発生 月日	覚知 時刻	発生 場所	用途	出	火	原	因	焼 損 床面積 (㎡)	全	半	部分	ぼ	死	負傷	損害額 (千円)
								(111)	焼	焼	焼	P	者	者	
7月3日	13:32	酒田市	住宅		放	火		124	1			1	1	2	17, 876
9月13日	2:24	酒田市	共同住宅		不	明		174	1				1		12, 150
9月23日	10:05	酒田市	住宅		灯 (ろう	火 そく)		160	1		1	1			34, 167

[※] 焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

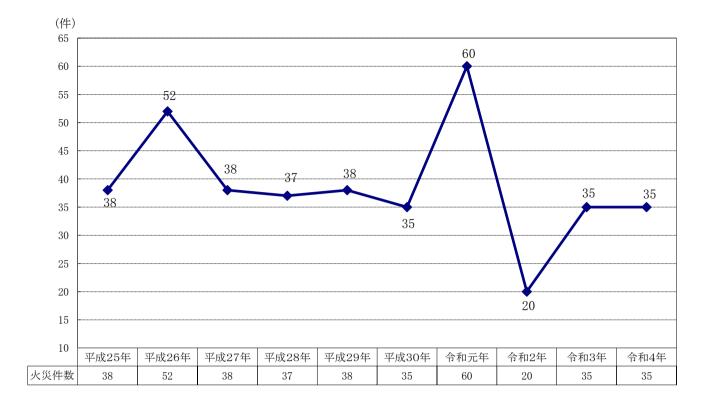
火災出動人員の状況 18



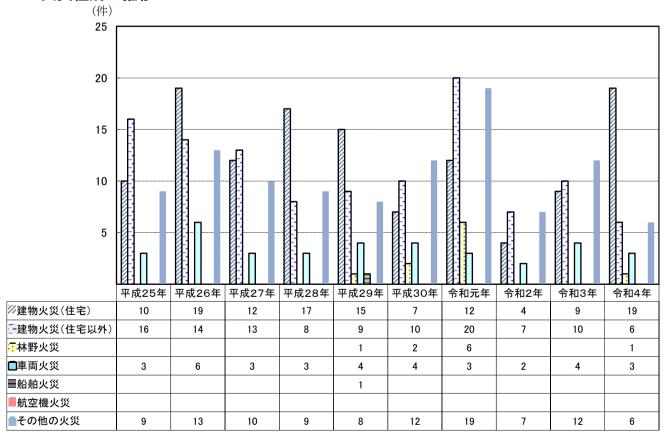
火災出動車両の状況 19



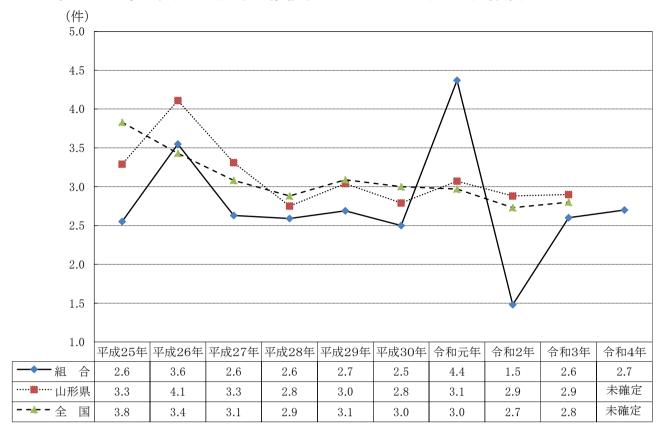
20 火災件数の推移



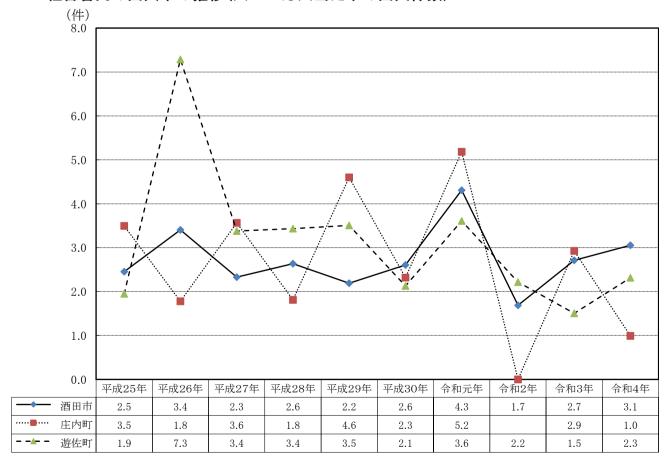
21 火災種別の推移



22 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



23 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して 消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程 度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは 拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

- (1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。
- (2) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。
- (3) 車両火災 原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれら の積載物が焼損した火災をいいます。
- (4) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。
- (5) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。
- (6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災)をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火 損害」、「爆発損害」、「人的損害(火災による死者及び負傷者)」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含めません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡ 未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面 積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物(収容物を含む。以下この項において同じ。)の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡(病死者は除く。)した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。

7 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。



備えよう 住宅用 火災警報器